

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の給料表及び諸手当の見直しを行うため、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（職員の給与に関する条例の一部改正）

ア 給料月額の改定

国の俸給表に準じた給料表への改定

イ 扶養手当の改定

- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

- 支給要件に関する届出等の規定を他の手当と同様に規則へ委任する規定を新設することに伴い、第9条を削除条に改定

ウ 通勤手当の改定

通勤手当の支給限度額を1月当たり5.5万円から15万円に引上げ

エ 管理職員特別勤務手当の改定

平日深夜に係る支給対象時間帯を見直し

「午前0時～午前5時」→「午後10時～午前5時」

オ 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を新たに支給

(2) 第2条関係（白岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

上下水道事業職員に係る諸手当について一般職と同様の規定になるよう改定

(3) 第3条関係（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

現業職員に係る諸手当について一般職と同様の規定になるよう改定

(4) 第4条関係（白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- ア 特定任期付職員に勤勉手当を支給することに伴い、特定任期付職員業績手当を廃止

イ 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分、
0.875月分とする改定

- (5) **第5条関係（白岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）**
職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の文言整理

3 施行期日等

(1) **施行期日**

令和7年4月1日

(2) **附則第2条関係**

号給の切替表を定める。

(3) **附則第3条関係**

切替日前に昇格等により職務の級を異にする異動をした職員について号給の調整を行うことができる旨定める。

(4) **附則第4条、第5条関係**

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を定める。

(5) **附則第6条関係**

職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の文言整理